

栗東市告示第27号

第三次栗東市食育推進計画策定会議設置要綱を次のように定める。

平成31年3月6日

栗東市長 野村 昌弘

第三次栗東市食育推進計画策定会議設置要綱

(設置)

第1条 市民が生涯にわたって健全な心身を培い、豊かな人間性を育むことができるよう、第三次栗東市食育推進計画（食育基本法（平成17年法律第63号）第18条第1項に規定する市町村食育推進計画をいう。）を策定し、継続して食育の総合的な推進を図るため、第三次栗東市食育推進計画策定会議（以下「策定会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 策定会議の所掌事務は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 第三次栗東市食育推進計画の策定に関し、意見を述べること。
- (2) その他第三次栗東市食育推進計画の策定に関し、必要な事項に関すること。

(組織等)

第3条 策定会議は、15人以内の委員をもって組織し、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 関係団体を代表する者
- (3) 公募委員
- (4) その他市長が必要と認める者

2 委員の任期は、市長が委嘱した日から平成32年3月31日までとする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 策定会議に会長及び副会長各1人を置く。

4 会長は互選により定め、副会長は会長の指名により定める。

5 会長は、策定会議を代表し、会務を総理する。

6 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第4条 策定会議の会議（以下「会議」という。）は、会長が必要に応じて招集し、会長が議長となる。

2 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによ

る。

(専門部会)

第5条 策定会議には、必要に応じて専門部会を設けることができるものとする。

(事務局会議)

第6条 第三次栗東市食育推進計画における相互調整等を行うため、策定会議に事務局会議を置く。

2 事務局会議は、次に掲げる所属の長が指名する者で構成する。

- (1) 環境経済部農林課
- (2) 子ども・健康部子育て応援課
- (3) 子ども・健康部幼児課
- (4) 子ども・健康部健康増進課
- (5) 教育委員会学校教育課
- (6) 教育委員会学校給食共同調理場

(庶務)

第7条 策定会議の庶務は、子ども・健康部健康増進課が処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、策定会議の運営に関し必要な事項は、会長が策定会議に諮り、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成31年4月1日から施行する。

(この告示の失効)

2 この告示は、平成32年3月31日限り、その効力を失う。